

## 検査等の委託・推薦等に関する事項

(平成18年4月1日現在)

制度の概要	事務・事業の名称	特定無線設備の技術基準適合証明
	事務・事業の内容	電波法第38条の2第1項に定める特定無線設備が電波法令で定める技術基準に適合することを証明する。
	根拠法令・条項	電波法第38条の2第1項
	指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）	電波法第38条の3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第6条 電波法関係審査基準第33条
指定公益法人の概要	法人等の名称	(財) テレコムエンジニアリングセンター (財) 日本アマチュア無線振興協会
	指定・登録時期	(財) テレコムエンジニアリングセンター 昭和56年12月21日 (財) 日本アマチュア無線振興協会 平成3年10月18日
	法人の連絡先	(財) テレコムエンジニアリングセンター 〒140-0003 東京都品川区八潮5丁目7番2号 電話 03-3799-9033 (財) 日本アマチュア無線振興協会 〒170-8088 東京都豊島区巢鴨3丁目36番6号 共同計画ビル7F 電話 03-3910-7241
	指定・登録の理由等	上記法人は、技術基準適合証明を行う「指定証明機関」として総務大臣の指定を受けた者であるが、平成16年1月の電波法改正により国の事務代行性のない登録機関に移行され、「登録証明機関」として登録されている。
その他	指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会に対する対応のうち、共通的事項と認められるもの等の概要	電波法関係審査基準第33条  基準認証マニュアル 新しい基準認証制度に関するFAQ <a href="http://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/tech/manual/7th.pdf">http://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/tech/manual/7th.pdf</a>
	委託等に係る事務・事業の検査料等の料金とその積算根拠	(財) テレコムエンジニアリングセンター <a href="http://www.telec.or.jp/tech/06.html">http://www.telec.or.jp/tech/06.html</a> (財) 日本アマチュア無線振興協会 <a href="http://www.jard.or.jp/media/info/disclosure/giteki_ninsyokitei_20051118.pdf">http://www.jard.or.jp/media/info/disclosure/giteki_ninsyokitei_20051118.pdf</a>